

奈良県訓令第十号

各部 課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表奈良県旅券事務所の項から奈良県立美術館の項までを削り、同表奈良県立民俗博物館の項を次のように改める。

奈良県立民俗博物館	民俗博物館	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	月曜日（その日が国民の祝日に 関する法律（昭和二十三年法律 第七十八号） に規定する休日 （以下「休日」という。）である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに毎週一回所属長が定める日
館	者		

別表奈良県新公会堂の項を削り、同表奈良県文化会館の項中

右

奈良県立 美術館	平城京歴史 館に勤務す る者	四週間を超えない期間につき一週 間当たり三十八時間四十五分を超 えない範囲内において、所属長が 定める。	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
奈良県旅 券事務所	旅券事務所 に勤務する	一週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所属 長が定める。	月曜日（その日 が休日である場 合は、その日後 において、その 日に最も近い休 日でない日）及 び職員ごとに毎 週一回所属長が 定める日

に四週
属長が

に改め、同表奈良県立図書情報館の項の次に次のように加える。

同
右 同

を

四週間を超えない期間につき一週 間当たり三十八時間四十五分を超 えない範囲内において、所属長が 定める。
職員ごとに に八回所 定める日

	者	
	長が定める。	

別表奈良県心身障害者福祉センターの項中「右同」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」に改め、同表奈良県立登美学園の項の次に次のように加える。

健康福祉 部こども ・女性局 こども家 庭課	奈良労働会 館に駐在し、 母子家庭等 の就業及び 自立支援業 務に従事す る者	
右 同		日曜日及び職員 ごとに四週に四 回所属長が定め る日

別表奈良県中央こども家庭相談センターの項中	右	
	同	

右 同	を	右 同	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
			に

改め、同表奈良県立精華学院の項の次に次のように加える。

健康福祉 部こども ・女性局 女性支援 課	奈良労働会 館に駐在し、 子育て女性 の就労支援 業務に従事 する者	右 同	日曜日及び職員 ごとに四週に四 回所属長が定め る日
-----------------------------------	---	------------	-------------------------------------

奈良県女性センター	女性センターに勤務する者	右	同	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに四週に四回所属長が定める日
-----------	--------------	---	---	---

別表奈良県立野外活動センターの項中

右	同	右
---	---	---

同	を	右	同	職員ごとに四週に八回所属長が定める日	に改め、同
---	---	---	---	--------------------	-------

表奈良県女性センターの項を削り、同表奈良県景観・環境保全センターの項中「職員ごと」とに四週に八回所属長が定める日」を「右同」に改め、同表奈良県商工観光館の項中「一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」を「右同」に改め、同表奈良公園管理事務所の項の次に次のように加える。

奈良県新公会堂	新公会堂に勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
---------	------------	---	--------------------

別表奈良県立大学の項中

右

同

日曜日及び土曜
日

を

一週間当たり三十八時間四十五分
を超えない範囲内において、所属
長が定める。

日曜日及び土曜
日

に改める。